

領置物件の還付について

公示第11号

領置物件について、関税法第134条第2項の規定により公告する。
なお、公告の日から6月を経過しても返還の請求がないときは、同法第134条第3項の規定により当該物件は国庫に帰属する。

令和8年8月21日

中部空港税関支署長 坂本 賢一



整理 番号	品 名	数 量	領 置		所 持 者		備 考
			年 月 日	場 所	住 所	氏 名	
1	日本製加熱式たばこ MEVIUS (11本中1本使用済み)	11本	R8.7.1	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
2	外国製紙巻タバコ KENT 紙片 袋 セントレア免税袋	200本 2枚 1点	R8.7.6	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
3	外国製紙巻タバコ THANG LONG	200本	R8.7.8	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
4	日本酒 作 ZAKU 750ml(箱入り) 日本酒 九 KUHEIJI 720ml(箱入り) キーホルダー コルクのキーホルダー 袋 セントレア免税袋	1点 1点 1点 1点	R8.7.8	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	

当該物件にお心当たりのある方は、中部空港税関支署 総括第1部門 電話0569-38-7610 までご連絡下さい。





整理 番号	品 名	数 量	領 置		所 持 者		備 考
			年月日	場 所	住 所	氏 名	
5	クレンジングオイル shu uemura レシート 袋 セントレア免税袋	1点 2枚 1点	R8.7.9	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
6	外国製加熱式タバコ TEREA	200本	R8.7.13	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	

当該物件にお心当たりのある方は、中部空港税関支署 総括第1部門 電話0569-38-7610 までご連絡下さい。